

2004年1月13日

郵政民営化についての経済同友会の考え方

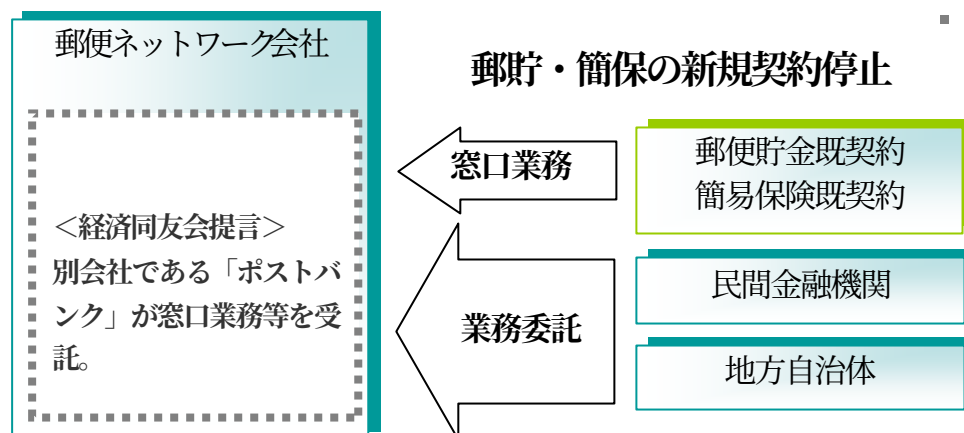
社団法人経済同友会

1. 郵政改革は構造改革の最重要課題である。
2. そのうち、郵貯・簡保の改革は公的金融肥大化に伴う弊害から考えて特に急がなければならない。
3. 改革案としては、『郵政三事業の在り方について考える懇談会』報告書（2002年）で提示された第3類型、ないしその応用型である経済同友会の郵政民営化提言（2001年）の方式、すなわち国家保証の郵貯・簡保の新規取り扱いを廃止し、民間と同じ競争条件に立つ「完全民営化」以外にあり得ない。今後1年以内にこの具体案を決定すべきである。
4. このような完全民営化が実現するまでは、郵貯・簡保の将来に影響を与えるような新規事業は凍結されるべきである。なお、郵貯・簡保が金融機関としての実力をつけるまで「公社」形態を続けることは、現在の問題を一層深刻化することであり、実質的な問題の先送りとなる。
5. 既存の国家保証付の貯金・簡保残高を大量に抱えている状況で民営化を実施するためには、既存の資産・負債を分離し別勘定として国の管理下に置く必要がある。その場合、その運営業務を民営化後の会社に対し貯金保険債務の終了までの間委託することが望ましい。
6. 国債消化の問題に関連して、郵貯の民営化に併行して「市場型の国債管理政策」の確立が必要となる。
7. 完全に民営化され、官業のしがらみから解放された郵政事業は、既存のネットワーク、人的資源を活用し、民間のノウハウを最大限に取り入れることで競争力が強く成長を続ける企業へ生まれ変わる可能性を持つ。経済界はこうして生まれた民間会社と競争・提携を通じて、日本経済の発展に力を合わせて貢献できるものと信ずる。

以 上

<参考>

- 『郵政三事業の在り方について考える懇談会』報告書と経済同友会提言
第3類型の民営化 [郵貯・簡保廃止による完全民営化]



□報告書の民営化三類型の比較と竹中五原則（注）からの評価

	第1類型 特殊会社	第2類型 3事業維持の完全民営化	第3類型 郵貯・簡保廃止による完全民営化
基本 骨格	・政府が一定株式を保有。 ・貯金保険の政府保証廃止（暗黙の政府保証は残る）。	・各事業で独立の法人格取得（地域分割案あり）。 ・貯金保険の政府保証廃止。	・郵便ネットワーク会社が郵貯・簡保の既契約の窓口業務を行う。 ・自治体、民間金融機関等から業務受託して手数料収入を得る。
特徴	公社からのスムーズな移行が可能だが、実態は不変	自己資本の充足が不可欠 貯金・保険が民業圧迫	公的金融肥大化の解消 十分な受託業務の獲得が必要
①	×	△	○
②	×	△	○
③	○	△	△
④	○	×	×ないし△
⑤	△	×	×ないし△

※竹中五原則『郵政民営化の検討に当たってのポイント』（2003年10月3日）

<内容>

- ①（活性化原則）「官から民へ」の実践による経済活性化を実現する
- ②（整合性原則）構造改革全体との整合性のとれた改革を行う
- ③（利便性原則）国民にとっての利便性に配慮した形で改革を行う
- ④（資源活用原則）郵政公社が有するネットワーク等のリソースを活用する形で改革を行う
- ⑤（配慮原則）郵政公社の雇用には、十分配慮する

- ・経済同友会郵政民営化提言（2001年）は第3類型に分類される。提言では決済業務を行う「ナローバンク」化を合わせて提示。④⑤の問題は緩和される。

以 上